

●香川県告示第114号

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱（平成16年香川県告示第210号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(公表事項及び公表の方法) 第2条 略			(公表事項及び公表の方法) 第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、同表の中欄に掲げる公表事項をそれぞれ同表の右欄に掲げる場所において閲覧に供する方法により公表するとともに、当該公表事項をインターネットの利用により公表するものとする。		
公共工事 又は委託 業務	公表事項	閲覧場所	公共工事 又は委託 業務	公表事項	閲覧場所
公共工事	略		公共工事	略	
	政令第7条第2 項各号に掲げる 事項	公表に係る公共工事の予定価格が7,000万円以上のものにあつては土木監理課、 <u>7,000万円未満のもの</u> にあつては当該公共工事を執行する課等（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第2条第1号に規定する課又は同条第2号に規定する所をいう。以下同じ。）		政令第7条第2 項各号に掲げる 事項	公表に係る公共工事の予定価格が5,000万円以上のものにあつては土木監理課、5,000万円未満のものにあつては当該公共工事を執行する課等（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第2条第1号に規定する課又は同条第2号に規定する所をいう。以下同じ。）
	政令第7条第3 項に規定する事 項			政令第7条第3 項に規定する事 項	
	予定価格（随意 契約による場合 は、当該予定価 格が250万円を 超えるものに 限る。）			予定価格（随意 契約による場合 は、当該予定価 格が250万円を 超えるものに 限る。）	
入札による委託業務	指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称	公表に係る委託業務の予定価格（簡易公募型プロポーザル方式による場合は、目安額）が <u>1,000万円</u> 以上のものにあつては土木監理課、 <u>1,000万円未満のもの</u>	入札による委託業務	指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称	公表に係る委託業務の予定価格（簡易公募型プロポーザル方式による場合は、目安額）が <u>700万円</u> 以上のものにあつては土木監理課、 <u>700万円未満のもの</u>

	入札者の商号又は名称及び入札金額	ものにあつては当該委託業務を執行する課等
	落札者の商号又は名称及び落札金額	
	委託業務の名称及び場所	
	予定価格	
随意契約による委託業務で予定価格が100万円を超えるもの	契約の相手方の商号又は名称	
	委託業務の名称及び場所	
	契約金額	
	随意契約の相手方の選定理由	
	予定価格	

	入札者の商号又は名称及び入札金額	にあつては当該委託業務を執行する課等
	落札者の商号又は名称及び落札金額	
	委託業務の名称及び場所	
	予定価格	
随意契約による委託業務で予定価格が100万円を超えるもの	契約の相手方の商号又は名称	
	委託業務の名称及び場所	
	契約金額	
	随意契約の相手方の選定理由	
	予定価格	

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。